

令和5年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和5年12月11日(月曜日)
午前9時57分 開会

総務部総務課長 平野 太一 君
総務部総務課長補佐 上村 名津美 君

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 村 上 孝 徳 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 西 田 正 志 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 高 橋 修 也 君

監 査 委 員 西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長 橋 本 光 明 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前9時57分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊原潤司議員

3番 江川いつみ議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告書により、順次発言を許します。

6番古賀崇之議員。

●6番古賀崇之議員 令和5年第4回定例会に

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎出席議員（14人）

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
総 務 部 長 猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保健福祉部長 川 西 勝 幸 君
経 済 部 長 土 屋 貴 久 君
都市整備部長 清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君
消 防 長 菅 原 利 彦 君

において、大綱1点、農業行政について市長にお伺いいたします。

本市の農業後継者問題についてであります。農業後継者について、北海道の発表では2022年の道内の新規就農者が、調査開始以来最少の410人、前年比で言いますと14%減となっております。これはUターン農業者や新規就農者の減り幅が大きいとされております。また、この背景につきましては、Uターン就農では、雇用情勢の持ち直しで他産業への就職が進んだこと、新規参入では新型コロナウイルス禍で就農相談や研修の機会が減ったことなどが考えられております。また、稲作や畑作においては肥料の高騰、酪農では飼料高騰など、生産コスト上昇を受けた経営への不安や農業情勢の厳しさが高まったのが理由とされていると発表がありました。そのような中、本市における離農者、新規就農者の近年の推移をお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 本市の農業についてであります。初めに、本市における離農者の過去3年間の推移につきましては、令和2年度が25戸、令和3年度が7戸、令和4年度が10戸となっており、新規就農者につきましては、令和2年度が8人、令和3年度が6人、令和4年度が7人となっております。令和2年の農林業センサスにおいて、本市の販売農家における農業従事者の年齢構成を概ね10歳刻みで比較すると、60歳代が約3割で最も多く、次いで、70歳以上が約2割となっており、平均年齢は58.7歳で、今後も上昇する見込みとなっていることから、農家戸数の減少を危惧しているところであります。農業従事者及び販売農家数の減少対策は、本市のみならず、全国的な課題

でもあることから、国の対策を注視しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

●6番古賀崇之議員 今ご答弁にありましたように、これから本市でも様々な理由によって、農業後継者不足や農業従事者の高齢化の問題が出てくる恐れがある中、生産力を維持していくためには、新規就農者の促進や農業経営の第三者継承等も本市として後押ししていかなければならないことが重要と考えております。しかしながら令和3年度の全国新規就農相談センターの調査結果によりますと、新規就農時に苦労したこと、「農地確保」が72.8%、次いで「資金の確保」68.6%、第3位が「営農技術の習得」となっております。このような問題がある中、厚真町を事例に出しますと農業担い手育成センターを設置して、2013年から地域おこし協力隊として報償費や活動費助成、福利厚生等に加え、研修農場での技術指導や農地の斡旋まで新規就農者に対する総合的なサポートを提供している。また、深川市では支援組織として新規就農等受入協議会と市、JA、民間が出資した株式会社の二つの組織が新規就農者の窓口となり保有する農場で研修も行っている。今後、本市でも市独自での就農資金制度、冬季間の研修施設の整備を考えて行かなければならないと考えております。また、前段で申し上げました第三者継承の話になりますが、第三者継承と言うのは、単に農地や機械・施設だけではなく、作物の栽培や管理の技術、経営のノウハウ、販路、また地域における役割などを「経営資産」と捉えまして、これらを新たな担い手に引き継ぐ取組であります。人口が年々減って

いる中、新たに本市美唄へ移住し、農業経営をする新規就農者や第三者継承の必要も大きくなると私は考えております。現状では道内外での移住関連イベントで美唄市への移住促進を行っておりますが、新規就農者や第三者継承の両方を見据えた地域おこし協力隊制度等を活用し、市独自の就農支援組織を通じて農業後継者対策、人口減少対策に取り組むべきと考えておりますが、本市のお考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君 農業後継者についてであります。国においては、農業次世代人材投資資金(準備型)など、年間150万円の支援を受けられる制度がありますが、指導農業士などへの1年間の研修などの要件があり、冬場の研修先が見つからないなどの課題を有しております。農業担い手育成センターなどの設置による農業後継者対策につきましては、本市の課題の一つである担い手不足に対して、有効な対策ではあるものの、現在、本市で行っている担い手対策としましては、農業振興基金を活用した研修や資格取得支援のほか、農業基盤整備事業やスマート農業機械導入支援など、効率的な農業の実現による農業の魅力向上や経営の安定につながる経営所得安定対策の推進などを行うことにより、健全な農地を守るための対策を講じております。さらに、10年後、20年後、さらなる農家戸数減少に伴う担い手不足に対応するため、本市の水田農業を守る農家子弟の支援についても進めていくほか、農外からの就農においては、初期投資の負担が少ない高収益作物から経営を始め、その中で水田農業を目指す農家を育成することもある必要であると考えております。こうしたこ

とから、道内の先進事例を参考にしながら、本市に合った新規就農者等の育成の場を検討してまいります。また、その一つの方策として、地域おこし協力隊制度を活用しての第三者継承など、地域の担い手不足の解消を目指し、関係団体などと協議してまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫君 令和5年第4回定例会において、大綱1点、防災行政について市長にお伺いするものであります。

これについては1点、現在、不在となっている地域防災マネージャーの採用についてであります。私は以前の定例会においても、地域防災マネージャー制度の活用について質問させていただきましたが、この制度は平成27年度に始まったものであり、その目的・趣旨は、防災の専門性を有する人材を自治体が防災監や危機管理監等として採用、配置するに当たったり、これに必要となる知識、経験を有するものを地域防災マネージャーとして証明することで、地方公共団体における防災関連人材確保に資するものであり、さらに自治体がこれら防災監等として採用した場合は、その人件費の半分を交付税交付の対象としております。全国的に退職自衛隊員で、退職前に防衛省の実施する防災管理教育を受講し、かつ災害派遣任務を有する部隊等に2年以上勤務経験を持つ自衛隊退職者を防災監等として採用しております。現在、本市においては、地域防災マネージャーが不在となっておりますが、これは防災の専門性を有する人材を確保し、平素には防災計画等の整備及び防災教育の実施による市民に対する防災知識、意識の向上

を図り、さらに防災訓練の中長期計画の作成、実施により、職員の災害対処能力を向上させ、いざ発災時には道及び近隣自治体、さらには関係機関との連絡調整を密にさせ、即効性ある防災・減災対処により、市民の安全安心を確保するためにも、積極的な地域防災マネージャーの確保が必要であると考えます。そこで、現在、不在となっておりますが、来年度以降の地域防災マネージャーの採用についてお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 地域防災マネージャーの採用についてであります。災害対策基本法に基づく防災基本計画では、地方公共団体は専門的知見を有する防災担当職員の確保や育成、円滑な災害応急対応、復旧・復興のための退職者の活用などの人材確保方策をあらかじめ整えるように努めることとされております。また、近年、全国各地で豪雨災害、土砂災害が頻発するとともに、予測を超える事態も発生するなど、地方自治体においては、日頃からの災害予防やいざという時の効果的な災害対応体制の維持・向上が急務となっておりますが、防災や危機管理の専門職員を育成するには、相当な時間を要するところであります。このような中、地域防災マネージャー制度につきましては、防災についての専門的な知識や経験を有する自衛隊などのOBを地方自治体で採用し、その優れた危機管理能力や指導力などを危機管理に生かそうとするものであり、防災体制の充実を図る上で大変有効な制度であると認識しております。そのため、市では、自衛隊札幌地方協力本部札幌地域援護センターを通じて、地域防災マネージャーの資格を有する人材の確保に努めてい

るところであります。採用には至っておりません。市といたしましては、市の防災・危機管理能力の一層の向上を図るため、地域防災マネージャーの採用に向けた取組を継続しながら、市民の皆様が安全で安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいります。

●8番齋藤久美夫君 ただいま市長から、市の防災危機管理能力の一層の向上を図るためにも、地域防災マネージャーの採用に向けた取組を継続し、市民の安全安心の確保を進めていくと力強くご答弁いただきました。是非とも地域防災マネージャーの採用に至るよう、私もできる範囲でご協力させていただき所存でございます。なぜならば、毎年、防災訓練は本市の災害発生の可能性から、台風時期前後に訓練を実施してきましたが、今年度はまだ実施されておられません。年が明けてから実施したいということも聞いておりますが、防災訓練は積み重ねが大事であり、その積み重ねの中で個人として、団体組織として、さらには個人、その団体組織の中での役割分担を理解・習得していくものであり、一度や二度の訓練でこれらを理解・習得していくことは至難であります。私の前職自衛隊においても、年に3、4回災害準備、出動訓練を実施し、発災時には直ちに初動、応急対処できるように備えておりました。昨年の市の防災訓練においても視察させていただきましたが、その訓練後の第3回定例会では、その訓練について情報伝達や状況把握については、一考を要するのではないかと述べさせていただきました。そこで情報伝達や状況把握を含め、それに基づ

く状況判断や本部会議における意思決定、そして決定事項の実行までの一連の行動を時系列で作成されているのが防災タイムラインであります。本市における美唄市防災行動整理表がこれであります。この行動整理表も外部発注して作成したものであり、かつ災害時の行動のベースとなり得るものでありますので、これをしっかり活用した防災訓練の3年から5年計画を立案し、段階的に、そして統計的に訓練することによって、職員全体の災害対応行動の認識の統一を図ることができるのではないかと思います。また、そうすることにより、いざというときに行動整理表にないこと、つまり想定外の事態でも迅速に対応できるようにもなり、そのような組織を作り上げることが重要であります。そこで、中長期防災訓練実施計画の作成、これは仮称でありますけれども、作成に防災の専門性を有する地域防災マネージャーを活用すべきではないかと思うところであります。そこで、防災訓練の在り方・方向性について、市長に思うところをお伺いいたします。そして、我々市議会も現在、議会改革を推進すべく取り組んでおります。その議会改革の一環として、この防災に関する事項で、災害時における議会の行動指針、いわゆる防災・災害マニュアルの作成、あとは議会BCP、これは美唄市議会の業務継続計画の作成を挙げております。しかし、これらを作成する際にも当然、人の調整も必要となります。特に議会のBCP、業務継続計画作成に関しては、市のBCP、美唄市の業務継続計画には議会事務局としての災害対応業務及び優先的通常業務の一部の記載はありますが、定例会招集直前又は議会

会期中、まさにこのような時期の発災時における市と議会の対応などについても、今後、細部にわたり検討をしていく必要があると思っておりますので、改めて、地域防災マネージャーの採用により、市と議会がタイアップして、それぞれの計画を作成すべきものであると思っております。災害は待ってくれませんので、早期に地域防災マネージャーの採用に至るようお願いいたしまして、この再質問、先ほど述べました防災訓練の在り方と方向性について、市長にお伺いいたします。

●市長桜井恒君 防災訓練の在り方や方向性についてであります。昨今の激甚化・頻発化する災害時において、多様な情報を迅速に収集・分析し、的確に市民に発信することは今後ますます重要になってきます。そのような中で、被害を最小限に抑え、適切かつ迅速な応急活動を行う上で、防災訓練は大変重要な取組であります。また、議員ご指摘のとおり、訓練には積み重ねが必要であり、平成29年に作成した「美唄市防災行動整理表」なども活用しながら、時系列で防災行動を確認するなど、職員全体の共通認識を深め、レベルアップを図るとともに、良いところは継続し、改善すべきところは見直し、新たな視点を取り入れて、より効果的で実情に応じた訓練にしていくことも必要と考えております。今後におきましては、現在採用に向けて取り組んでいる地域防災マネージャーの活用も図りながら、防災訓練実施計画の作成や、より実効性の高い防災訓練に取り組み、市民の安心安全の確保に努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和5年第4回市議会定例会に当たり、大綱2点について、市長に質問します。

大綱の1点目は、医療行政について。

その一つ目は、带状疱疹ワクチン接種について伺います。この質問については、昨年年第2回定例会で取り上げましたが、改めて桜井市長に質問をします。誰もが幸せに暮らすために「健康」であることはとても大きな要因であり、「健康寿命の延伸」と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、第2条第1項で、健康に関しては人口の高齢化が急速に進展する中で、高齢者も若者も健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができ、環境の整備等に努めることや、第4条第3項では、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することと謳われております。子どもの頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もいるかと思いますが、水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものであります。带状疱疹の原因となるウイルス、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われております。带状疱疹の症状は、身体の左右どちらか一方に最初はピリピリ、チクチクと刺すような傷みがあり、

夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名付けられました。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も傷みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを「带状疱疹後神経痛」と呼び、日常生活が困難になります。また、带状疱疹が現れる部位によっては、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳なり、目まい等の重い後遺症が生じることもあります。带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により、2016年3月に50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、効果が追記されました。2016年から実施している水痘ワクチンに加えて、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると、予防効果が非常に高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。带状疱疹の予防接種は、発症を防ぐものではありませんが、発症しても軽症ですみ、後遺症の予防につながるとされております。しかし、一般市民の多くの方が带状疱疹ワクチンを知らない人が多いのではないのでしょうか。そこで、市民の方に带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進についてのご見解を伺います。また、先ほども申し述べましたが、带状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。本市でも、急速に高齢化が進むなか、シニア世代の方々が元気に活躍されることが大切なことであり、また高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワ

クチンは1回2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。ちなみに、今年の9月3日現在のワクチン接種の状況では、空知管内では、2023年から4か所の自治体が50%前後の公費助成を実施し、全道では32か所の自治体が同じく50%前後の公費負担を実施しております。本市においても、決して例外ではなく、市民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の公費助成をすべきと考えていますが、市長のご所見を伺います。

その二つ目は、男性トイレのサンタリーボックスの設置について伺います。サンタリーボックスがなくて困っている男性のお話をお聞きしました。サンタリーボックスとは、女性であれば生理用品などを捨てる目的で女性トイレに設置されていると認識しております。一方、男性トイレには設置されていないことが多く、前立腺がんや膀胱がんを患った男性の方が使用済みの尿漏れパットを捨てる場合に困るケースが生じております。近年、日本の食文化が欧米化してきたことが原因で、国立がん研究センターが示した2019年の統計によりますと、高齢者男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えていると言われております。前立腺がんや膀胱がんの手術後は頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなるそうです。ですから、手術を受けた男性は日常生活においても、尿意を感じる頻度が増え、時には我慢ができず、漏らしてしまうことになります。おむつや尿漏れパットを着用する方が多いそうです。このような状況にもかかわらず、公共施設などの男性用トイレの個室にはサンタリーボックスの設置が進んでおりません。パ

ット等を捨てる場所が無いため、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ない人が多くいるそうです。日本トイレ協会が昨年2月に実施したアンケートでは、尿漏れパットや紙パンツを使う男性の7割が「捨てる場所がなくて困っている」との回答がありました。デリケートな問題は男性も声を発しにくいもので、安心して外出できる環境づくりのためにも、男性トイレにサンタリーボックスを設置することが求められております。そこで伺います。

一つ目として、本市に男性用トイレ各個室にサンタリーボックスが設置されているのか、その状況をお聞かせください。二つ目として、現在、男性トイレにサンタリーボックスを設置する動きは、自治体のほか商業施設でも少しずつ広がりを見せております。小さな声かもしれませんが、当事者にとりましては大変な困りごとであります。本市も関係施設へ、サンタリーボックスの設置を推進するとともに、正しい利用を促すために、トイレの出入り口に病気等でおむつや尿漏パットを利用している方のためにサンタリーボックスを設置している旨の案内掲示板を貼り出すことも併せて対応してはいかがでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

大綱の2点目は、環境行政について。

宮島沼の水質と生態系について伺います。宮島沼が2002年11月18日にラムサール条約湿地登録され、全道では現在53か所が湿地登録されています。湿地登録されてから21年が経過しました。国指定鳥獣特別保護区にも指定され、本市にありましては貴重な観光資源として、毎年春と秋には7万羽前後の多くのマガ

ンや白鳥等の中継地として、宮島沼に飛来したときに合わせて、市内外からも多くのバードウォッチャー等が観察に来ております。また、貴重な自然環境と観光資源を守るため地域住民の多大なるご協力も決して見過ごすわけにはいきません。今年の第3回定例会で、同僚議員が「宮島沼」について質問をしましたが、改めて現状と課題について、また、同僚議員に対しての答弁も踏まえて、何点か質問をさせていただきます。

一つ目として、水質調査及び方法などについて伺います。成分について、どこの専門機関がいつ調査をしたのか。また、その調査の結果として、なぜ窒素・リンの二つの成分だったのか。他の成分はどうであったのか、具体的な説明を求めます。次に、水質の安定化について、水質の安定化のため、沈水植物群落の再生に専門家と取組を進めていくとの答弁がありましたが、その沈水植物群落の内容を具体的に説明してください。この植物が厄介な水田雑草化の恐れがないのか伺います。また、専門家とはどこの機関の方なのかも伺います。次に、沼の生態系について、沼の近隣住民は、登録以前は動植物とも豊かな生態系を保っていて、カニ・エビ等魚介類やジュンサイ・ヒシの実など地元の人達の貴重なタンパク原として大事にされてきたとお聞きしております。そこで、登録以前と現在の沼の生態系はどのように変化しているのか伺います。

二つ目として、沼の堆積物についての現状について、沼の生態系に大きな影響を与えている堆積物のしゅんせつも検討しているとの答弁がありました。湿地登録以前と直近の水

深と面積はどのように変化しているのか。湿地登録になってから一度もしゅんせつ工事もされていないと聞き及んでおります。もし事実であれば、なぜ放置していたのか伺います。また、早急に工事に取り組まなければ、沼がいつかは消滅するのが、これは必然です。市として具体的な対策をどのように検討しているのか伺います。

三つ目として、水質と農業問題について、宮島沼の排水について、緑色の沼の水が通年で国営三ヶ月月排水となって垂れ流している状況であります。この排水に対しても、専門家の見解では影響はないとのことですが、この具体的な根拠を示してください。併せて、ラムサール湿地登録から直近までの専門家の調査方法と年度ごとの調査結果も示してください。こうした現象は大沼排水機場276haの受益者や関係団体も強い関心を持っており、「食料安全保障」にも関わる大きな問題であります。万が一にも大事に至る前に、本市として専門機関に依頼して速やかに調査し、改善すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

四つ目として、湿地センターと沼の整備について。幅員4mの市道20線通りがマナーの悪い来訪客や食害等に地元住民に大きな負担と迷惑をかけているとお聞きしております。これらに対する市の認識について伺い、以下、何点か質問をさせていただきます。

一つ目として、湿地センターの設備について。注意看板・遮光壁・駐車場の安全柵等が破損しております。景観上も安全上の観点から早急に補修、改修等に向けた具体的な対応について伺います。次に、センター北側人工池について、幅4m×長さ15mの日本の人工池

の設置目的について伺います。当時は山菜採りなど地元の人も含めて利用します。原野の中に突然落とし穴のような人工池があり大変危険であります。特別な目的が無ければ、原状回復をすべきと思いますが、市の対応について伺います。次に、湿地センターの管理体制について、センターにおいてエンジン付きの草刈り機や大型の除雪機等の取り扱いの実態はどのようになっているのか。一般に回転物の機械の操作については、危険を伴う作業で細心の注意が必要な作業で、土木現場では、有資格者が操作していると聞いております。センターでは、具体的に誰がどのような作業手順で操作しているのか。また、どのような安全対策を講じているのかも伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 帯状疱疹ワクチン接種についてであります。初めに、帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進につきましては、現在、帯状疱疹ワクチンは50歳以上の方を対象とした任意接種となっており、一般社団法人日本ワクチン産業協会の文献によりますと、薬事承認されている2種類のワクチンは、発症予防や発症後2割の方が後遺症となる「帯状疱疹後神経痛」において、軽減効果があるとされていることから、予防効果のあるワクチンと認識しております。今後、ワクチンの効果と副反応について十分理解いただいた上で、安全に接種いただけるよう、接種間隔や接種可能な医療機関の情報等も含め市のホームページ等で情報発信に努めてまいります。次に、接種費用の助成につきましては、任意接種から予防接種法に基づく定期接種になることで、接種費用の助成と接種後の健康被害が生じた場合には、法に基づく救済制度が適用される

ことから、令和5年10月19日付で、北海道市長会を通して国に対し、帯状疱疹ワクチンの定期接種化に向けて要請したところでもあります。また、国の厚生科学審議会においても、定期接種化に向けて、ワクチンの有効性・安全性、有効性の持続期間などの医学的知見や中立的に費用対効果の評価等を踏まえ、検討しているところでもあります。昨今、市民から帯状疱疹に罹患され辛い症状があるとの健康相談や帯状疱疹ワクチン接種の費用助成を求める声もいただいているところではありますが、接種費用の公費助成を行っている道内の市において接種率がおおむね2%であることや、接種費用の半額助成を行った場合においても、ワクチンの種類によっては2万円を超える自己負担が生じるところでもあります。これらのことから、市といたしましては、引き続き国の動向を注視するとともに、帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成の在り方について、医師会や市内医療機関からのご意見を伺いながら検討してまいります。

次に、男性用トイレのサニタリーボックスの設置についてであります。初めに、本市の公共施設における男性用トイレのサニタリーボックスにつきましては、設置をしていないところではありますが、多目的トイレにつきましては、大半の施設に設置しております。次に、男性用トイレのサニタリーボックス設置につきましては、全国的に設置する動きが広まっており、本市においては、市民の皆様からご相談やお問合せをお受けしていないところではありますが、ニーズは潜在化していると思われます。がん研究振興財団の統計によりますと、男性が罹患するがんのうち、前立

腺がんは最も多く、前立腺がんの治療や加齢等の影響により、頻尿や尿漏れなどの症状が起きやすく、尿漏れパッドやおむつを使用している男性が増えている状況と認識しているところであります。外出の際に、使用済みのパッド等を持ち帰らずに廃棄でき、安心して外出できるために、男性用トイレにおけるサニタリーボックスの必要性や案内掲示の周知啓発に努めるとともに、本庁舎及び保健センターに試験的に設置し、利用状況や課題等を明らかにした上で、他の公共施設や市内の施設に設置が広がるよう努めてまいります。

次に、宮島沼の水質と生態系についてであります。初めに、第3回定例会において、全窒素・全リンの2種類の検査結果について答弁させていただきましたが、環境省で規定している湖沼に係る生活環境等の保全に関する環境基準の基準値が2項目であることから、同調査項目を答弁したところであります。また、水質調査及び方法につきましては、酪農学園大学水質科学研究室の協力により、全窒素・全リンのほか、COD、クロロフィルアルファ、懸濁物質など、全28項目の成分について、4月から11月の毎月1回程度実施しているところであります。次に、沈水植物群落につきましては、マツモ、クロモ、センニンモなど、水中に生える植物の総称であります。沈水植物は、かつては宮島沼に繁茂しており、水中の栄養分を優先的に利用する、沼の土壌を安定させるなど、水質の自浄作用を持っているところであります。現在、宮島沼に再生しようと取り組んでいる沈水植物は、一時的にしか湛水されない水田環境では生育できず、水田雑草には含まれないものとなっていると

ところであります。沈水植物群落の再生に向けては、東京農工大学グローバル研究員の協力の下で試験を進めているところであります。次に、沼の生態系につきましては、宮島沼がラムサール条約に登録されたのは、2002年11月18日になりますが、宮島沼の水質については、1990年代に急激に悪化しており、1996年には報道でも取り上げられたところであります。ラムサール条約登録後につきましても、水質の悪化に伴い、一部の魚類や水生昆虫、水生植物や、かつて豊富に生息していた川エビも現在では確認されておりませんが、最も大きな変化は登録前の1990年代に起こっていたものと考えているところであります。

沼の堆積物についての現状につきましては、初めに、宮島沼の水深は、1990年に湖心部で120cmと記録されておりますが、1994年には70cm、2007年には55cmとなっているところであり、水面積に関しては、1983年に26.8haと推定されておりますが、2007年には25.1ha、2022年には22.9haとなっているところであります。宮島沼の水環境の保全と再生に向けた取組の一つとして、宮島沼の底質のしゅんせつは宮島沼の水環境を改善する上で、必要な事業と考えているところでありますが、しゅんせつにつきましては、多額の費用を要することから、現時点では、具体的な話には進んでいないところであります。宮島沼のしゅんせつの効果といたしましては、水質を改善するだけでなく、雨水貯留機能を高め、治水上の効果を期待できますことから、流域治水の一環としてしゅんせつを実現する可能性を検討しているところであります。

次に、水質と農業問題につきましては、か

んがい期は、宮島沼の水位と三ヶ月排水の水位は拮抗していることから、宮島沼から水が常に大量に流入する状況にはないと考えているところではありますが、三ヶ月排水を利用している北海土地改良区と協議の上、来年の雪解け以降に調査を行う予定であります。緑色の排水の原因につきましては、有機物である植物プランクトンであることから、人体に有害な化学物質や重金属ではありませんが、この点についても、今後実施する調査結果を踏まえ、改めてお示ししていきたいと考えております。次に、宮島沼の水質に関する調査につきましては、2004年から2011年までは、北海土地改良区により、5月から9月までの各月において、22項目に関する調査が実施されていたところですが、それ以降は、酪農学園大学の協力によって、4月から11月の毎月1回程度、28項目に関する調査が行われているところでもあります。宮島沼からの排水につきましては、現在、既に北海土地改良区とも状況の共有をしており、来年度改めて調査を実施する方向で調整を進めているところでもあります。

次に、湿地センターの整備につきましては、宮島沼の周辺に環境省と本市、さらに農地整備事業における地域貢献により、周辺農地への進入を禁止する注意看板を設置しているところでもあります。また、市道や駐車場に宮島沼へ車のライトの光が入らないように設置している遮光壁につきましては、経年劣化や冬期間の積雪等の影響を受け、大部分が破損している状況であります。これまで傷みの激しい注意看板や、一般駐車場の遮光壁につきましては、更新してきているものの、全ての設備を一度に修繕や更新することが困難なこと

から、順次、改修等の整備に努めてまいります。次に、センター北側の人工池につきましては、しゅんせつの実施に向けて、既に陸地下や乾燥化が進んでいる北側の湖岸部において、2018年度に表土を掘削して水面を再生し、その効果を検証しているところでもあります。周辺農地の所有者の方々が、ほ場の確認等のため、農地と隣接している宮島沼敷地に入ることが想定されますことから、注意喚起などの安全対策を講じてまいります。次に、湿地センターの管理体制につきましては、夏季の草刈りや冬季の除雪作業につきましては、職員自らが、エンジン付きの刈払機や除雪機を使用しているところでもあります。機械の操作につきましては、機械の納入時に購入先の業者から使用方法など取扱いの説明を受け、安全には十分注意し、使用しているところではありますが、作業講習等につきましては、全庁的に受講していない状況であります。イベント開催時や大雪の際には、熟練した周辺農家の方々に草刈りや除雪のご協力をいただいているところではありますが、夏の猛暑や冬の豪雪が続いていることから、今後は、草刈りや除雪作業の外部委託も視野に入れ、職員の安全と健康管理、さらには業務の効率化を図り、施設の適切な管理運営に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

●7番本郷幸治議員 医療行政については、一定の理解をさせていただきました。

ここで再質問するのは、宮島沼について何点か再質問をさせていただきます。

初めに、「国際的に重要な湿地の基準」となる日本における「ラムサール条約の湿地登録」についての絶対条件について確認します。そ

の条件についての説明を求めます。

二つ目として、水質と生態系については、検査の結果としては、水質の悪化の一番の要因は、全窒素・リンの基準値を大幅に超えたのが原因で、本来の生態系に大きな変化をもたらしたとの結論ですが、なぜ基準値を超えたのか、その要因について伺います。また、かつては生息していた植物や魚介類がなくなった要因は何だったのかも伺います。

三つ目として、沼の堆積物のしゅんせつについて、先ほどの答弁では、沼の水深については、1994年には70cm、2007年には55cmとなっているとのことでしたが、1994年以前はどうだったのか。また、沼の水深の変化状況についてさらに伺います。今までの答弁を総合的に判断すると、沼の本来の生態系に対する最善の方法は、「しゅんせつ工事」と結論づけております。予想するには、ただいまも答弁ありましたけれど、しゅんせつ工事には多額な予算も想定されます。先送りすればするほどリスクが増え、ますます困難な状況になるのは必然だと思います。いつまでも中長期の計画として捉えていくのか。本市にあっては、貴重な自然環境、また観光資源を守るためにも早急に具体的なしゅんせつ工事の計画に着手しなければならないのではないかと思います。それとも自然にまかせて、いつかは沼の消滅しかないと言っているのか、市長のご見解を伺います。

四つ目、湿地センターの設備についてですが、破損した注意看板など、補修工事がその都度できなかった理由を伺います。予算の関係なのか、他の理由なのか、いっぺんにするということになれば、これに対しても予算、

費用が関わってきます。この点について、なぜその都度、いわゆる補修できなかったのか。また、人工池の設置について、事前に地元住民に説明がなされたのか伺います。いずれにしても、特に宮島沼の周辺の皆さん、近隣住民の皆さん方に情報発信と情報共有、これをしっかり取っていかねばならないのではないのかと私は考えますが、これらも含めて市長のご見解を伺います。

●市長桜井恒君 宮島沼の水質と生態系についてであります。初めに、国際的に重要な湿地の基準につきましては、ラムサール条約で示された9項目の基準があり、「特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地」や「定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地」等となっております。また、日本における「ラムサール条約の湿地登録」についての絶対条件は3項目あり、「国際的な基準のうちいずれかに該当すること」、「国の法律より、将来にわたり、自然環境の保全が図られること」、「地元住民などから登録の賛意が得られること」となっているところであります。

次に、全窒素・全リンが基準値を超えた理由につきましては、沈水植物による自浄作用がなくなったことに加え、農業用排水と水鳥の排泄物による負荷が増加したことからと考えているところであります。また、生息していた植物や魚介類がいなくなった要因につきましては、水質が悪化し、水が濁ると湖底まで光が届かず、沈水植物が芽生えられなくなり、それらを餌として生息していた魚介類もいなくなってしまったと考えているところであります。次に、水深の変化状況についまし

ては、1979年が平均170cm、1990年が湖心で120cm、1994年が湖心で70cm、2000年が湖心で60cm、2007年が湖心で55cmとなっているところであります。

次に、しゅんせつにつきましては、宮島沼の水環境を改善する上で不可欠な取組ですが、しゅんせつによって、宮島沼の貯水量が大きくなることで、治水や利水などの面でも、宮島沼の機能が向上すると考えているところであり、現在、宮島沼の保全と再生に関するマスタープランに基づき、ロードマップを作成し、試験掘削を行うなど様々な課題解決に向けて取り組んでいるところであります。また、しゅんせつ工事には多額の費用が伴うことから、国に対して、宮島沼のしゅんせつの実施に向けた予算の確保につきまして、要望を行っているところであります。

次に、注意看板などの修繕につきましては、北海道地方環境事務所の職員の方やボランティアの皆様とも共同で実施してきたところがありますが、更新につきましては、センター管理運営の予算上の制約もあり、破損後、その都度の更新は困難なものと考えております。人工池の設置につきましては、事前の住民説明会等を行っていなかったところであり、今後につきましては、地域の皆様への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2023年第4回定例会において、大綱2点について市長に質問をいたします。

質問に入る前にですが、今、国政において政治と金の問題が非常に問題になっています。

政治資金規正法というもので縛られているもので、そういった中で、やはり政治への不信感というのが国民の中で広がっているかと思っています。国政であれば国民のために、市政であれば市民の命と暮らし安全を守るために働くのが政治の役割、議員の役割かと考えています。本来であれば議員を規制する政治資金の規正法を無視して、今回、質問をさせていただく土地利用規制法のように、市民や国民に対しての規制ばかりをしているのでは、政治に対しての希望を国民がいただけないのではないかと思います。私は必ず市民の声をしっかりと市政に届け、市民の命と暮らしを守るために、議員として活動していくことを固く誓い、今回の質問に入らせていただきます。

大綱の1点目、今ほど少しお話をいたしました土地利用規制法、それと自衛隊施設強靱化について、市の把握していることと市民周知について伺います。

土地利用規制法ですが、これ正式名称は非常に長い法律です。重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律といいます。これは省略されて土地利用規制法と呼ばれているのですが、土地利用規制法については、政府は11月29日、安全保障上重要とみなす施設周辺を対象とする土地利用規制法の「注視区域」「特別注視区域」として、道内、札幌、旭川などを含めて48市町村の56区域を来年の1月に正式指定する方針を決めたとの報道がありました。48市町村、56区域の中には、美唄駐屯地の周辺も注視区域に指定されるということで入っています。注視区域に指定されるということで、どうやら周囲1km程度が監視対象

となり、機能阻害行為が確認されれば、国から中止を勧告、命令され、従わなければ刑事罰が科せられるようになるのではないかと思いますが、その内容について伺います。具体的に、注視区域に指定されるということで、どのような規制がなされることになるのでしょうか。また、先ほど刑事罰が科されるということでの内容だということですが、違反した場合、これはどのような罰が科されるのか、現時点で市にどの程度情報が来ているのか伺います。また、駐屯地が南美唄地域にあり、近くには公共施設が多数あるかと思えます。この土地利用規制法の影響というのは、公共施設にはないのかという点についても伺います。また、報道によりますと来年の1月からこの注視区域になるということで、注視区域になるということでの市民周知、もう1か月程度でこういった形で新たな規制になるということなのですが、市民への周知はどのように行っていくのかについて、市長に伺います。

また、今回の質問の中では自衛隊施設の強靱化についても伺います。駐屯地周辺の地域に影響があるということで、この土地利用規制法を伺う際に、併せて質問をさせていただきたいと考えました。今年の3月2日、日本共産党の小池晃参議院議員が参議院の予算委員会の質問で明らかにしたことなのですが、防衛省の資料によると、自衛隊基地、駐屯地、防衛省施設を核、化学、生物、爆発物による攻撃や、高高度核爆発に伴う電磁パルスによる広域に対応できるようにするために、全国283地区で司令部など、主要施設の地下化や壁

の強化など強靱化を図る計画が示されているとのこと。2023年度、今年度から5年間だけで何と4兆円を投じて、10年以上かけて1万2,636棟建替え、5,102棟を改修するという大変大規模な全国的な動きというのが今とられているとのことなのです。また、4月12日の新聞報道になるのですが、小池晃参議院議員が質問の際に使ったものと同様のものかと思いますが、その防衛省資料を基に強靱化の対象地区がリスト化されています。それによると美唄駐屯地も強靱化の対象となっているようです。そこで伺いますが、現状では市は自衛隊施設の強靱化についてどのような情報が国から下りてきているのでしょうか。また、これも周辺市民の生活に大変大きく関わってくるかと思えますので、市民周知、今のところはまだされていないのではないかと思いますけれど、今後どのように周知を行っていく予定であるのかというのを伺います。

大綱の2点目、本年5月の「損害賠償請求事件の取下げ」について伺います。この件は、6月の第3回臨時会、前市長から本年5月19日付で原告から札幌地方裁判所岩見沢支部に対して訴訟を全て取り下げる通知がなされ、市は代理人弁護士を通じて訴えの取下げの同意書を提出し、5月23日をもって終了したと、そういった内容の市政報告があった件です。私もこの件に関連が強くあるもので、第2回定例会で平成30年3月の教育行政報告について教育長に質問をし、答弁をいただきました。損害賠償請求事件の取下げというのは、こちらは前市長から市政報告があったものですので、今回市長に、こちらについての認識を伺おうと考えています。取下げとなった損害賠償請

求事件、こちらについて争点がどういったものだったのかを伺います。

また、第2回定例会で補助金の不正受給について、こちらの認識は教育長から答弁をいただいていますけれど、この損害賠償請求事件について、認識は市長に伺うべきものだと考えます。損害賠償請求事件に対する市の認識等について伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 市の把握していることと市民周知についてであります。初めに「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」につきましては、令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日に全面施行されました。この法律では、国が防衛関連施設などの重要施設の周辺や国境離島等を「注視区域」又は「特別注視区域」として指定するとともに、区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し、勧告・命令により是正を求めることができ、違反した場合は2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその両方が科されるとしています。また、特別注視区域内にある200㎡以上の土地や建物については、所有権等を移転する契約を締結する場合、届出が必要となっております。令和5年11月29日に国の土地等利用状況審議会が開催され、本市においては、美唄駐屯地の周辺おおむね1kmの範囲を「注視区域」として指定することが了承されたところであり、今後は12月中に区域指定の内閣総理大臣告示、令和6年1月中に区域指定の施行が予定されております。なお、注視区域内には、学校給食センターやコミュニテ

ィセンター、市営住宅、共同浴場などがありますが、これらの施設に対する規制等はないものと考えております。市といたしましては、今後も国の動向を注視しながら、注視区域の指定により国から内容の詳細が示された段階で、速やかに市民の皆様への情報提供に努めてまいります。

次に、自衛隊施設強靱化につきましては、国においては、駐屯地や基地等の施設の4割以上が旧耐震基準で建設されるなど、建物自体の健全性が確保されていない状況から、大規模災害時等における自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害想定が甚大で運用上重要な施設から、災害対策等を推進するとともに、施設やインフラの強靱化等が計画的に進められており、令和5年度からは、全国約300の施設を対象とした「施設最適化調査」が行われているところであります。自衛隊施設の強靱化については、国の責任と判断において行われるべきものであります。自衛隊施設の整備等により、住民生活に影響が及ぶ場合には、国において適切な対応が取られ、本市にも情報提供があるものと考えております。市といたしましては、市民の安全安心を守る立場から、強靱化の取組に関して必要な情報収集に努め、市民の皆様への十分な説明と安全対策に万全を期してまいります。

次に、取下げとなった「損害賠償請求事件」の争点についてであります。初めに、損害賠償請求事件につきましては、平成26年度に「イリス弦楽四重奏団美唄コンサート」の補助事業に対して交付した美唄市民会館文化補助事業補助金の申請手続に関わった市民について、当該補助金を詐取したとして、美唄市

教育委員会が平成30年7月11日付で、札幌方面美唄警察署長あて告訴状を提出したところがあります。その後、令和2年5月28日付で札幌地方検察庁岩見沢支部から不起訴処分とされ、当該告訴により損害を受けたとされる市民が原告となり、令和2年11月20日、元教育長及び美唄市を被告として、2,946万4,249円の損害賠償を求める請求事件を起こしたものであります。次に、本事件において原告は、一つ目として、元教育長は自らの権限を濫用し、特定非営利活動法人美唄市文化協会に違法行為がないか又は違法性が軽微であることを認識した上で、重大な違法性があり厳正に処罰しなければならない旨を、教育委員会名義をもって不正に刑事告訴したこと。二つ目として、美唄市教育委員会の設置主体である美唄市に対し、監督する責任があるにもかかわらず、教育委員会による刑事告訴を見逃して監督責任を怠った過失があること。三つ目として、元教育長及び美唄市は、共同不法行為を構成するものであることから、連帯して損害を賠償する責任があることを主張したところであります。

次に、市の認識についてであります。本市を被告とした損害賠償請求事件につきましては、本市が依頼する代理人弁護士を通じて原告側と協議を進めてきましたが、令和5年5月19日付で原告から札幌地方裁判所岩見沢支部に対し本訴訟を全て取下げる通知がなされました。このことを受け、市としましては、代理人弁護士を通じて、訴えの取下げの同意書を提出し、本件訴訟は、令和5年5月23日をもって終了したところであります。なお、原告による取下げの理由は、把握をしていない

ところであります。また、損害賠償請求事件の発端となった当時の教育委員会による刑事告訴については、令和5年第2回定例会の一般質問で教育長から答弁させていただいたとおり、誤りではなかったと考えているところであり、不適切な会計処理により補助金の不正な受給があったことに変わりはないものと認識しておりますが、結果として、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分な場合に適用される嫌疑不十分として不起訴処分になったことについては、真摯に受け止めなければならないものと考えております。私としましては、市長就任前に起きた一連の事件ではあります。が、訴訟による係争期間中においては、長期にわたり市民の皆さんに不安感や負担感を与えるなど、市民と行政との関係性に大きな影響があったことを考えるとき、司法の場による決着を見ることはなかったものの、訴訟が終了したことについては、前向きに捉えているところあります。今後は、本事件を将来に向けた教訓とし、市政に対する信頼回復に向け、法令等に基づく適正な事務の執行のもと、市民の皆さんとの協働による将来に向けた美唄のまちづくりに、更に一層努めてまいります。

●6番吉岡建二郎議員 土地利用規制法と自衛隊施設の強靱化について、まず土地利用規制法ですが、注視区域に指定される美唄駐屯地の周辺、おおむね1kmとの答弁でしたが、この1kmというのは、駐屯地のどの部分から1kmということになるのでしょうか。駐屯地の中心点なのか、それとも外縁からなのか。また、その1kmの範囲というのが実際にどこまで入ってくる、具体的にどこというのが

分かれば是非、教えていただきたいと思います。

また、周知についても答弁をいただきましたが、今年の9月30日だったかと思いますが、新聞の簡単な報道の中で出てきているのですが、全国革新懇、安保破棄中央実行委員会、自由法曹団など、8団体が同法の区域指定について、政府に対して、自治体の意見聴取や住民説明の実施などを要請した際に、内閣府から住民に対してはリーフレットや内閣府のホームページなどでの周知や、個別の対応についてはコールセンターで対応するとの説明があったと、そういった内容となっていました。この報道に関連して、住民に説明するためにリーフレットが今、内閣府から用意をされているというがあるのですが、リーフレットは市に、国から配布をされてきているのでしょうか。また、個別に市に対して問い合わせがあった際には、どのように美唄市としては対応するのか。この中身ですと、例えばコールセンターを案内するとか、そういったことになるのかと思うのですが、対応の方法について伺います。

また、8団体の要請の中での話なのですが、住民への監視や運動弾圧につながる重大な問題点が是正されていないまま、土地利用規制法の中で新たに指定がされるということ、それが問題だと指摘がされています。土地等利用状況調査によって、思想信条の自由が侵害されるような、個人情報への取扱いがされるのではないかということについて懸念があります。この点について市長の考えを伺いたと思います。

自衛隊の施設強靱化については、今ほどい

ただいたご答弁では、耐震化対策ということで国から説明が来ているものだと認識をいたしました。先ほど私の質問でも触れましたけれど、今年3月2日の参議院の予算委員会の中では、小池晃参議院議員の質問で、自衛隊基地、駐屯地、防衛省施設を核、化学、生物、爆発物による攻撃や高高度核爆発に伴う電磁パルスによる攻撃に対応できるようにするために、全国283地区で司令部など主要施設の地下にシェルターを作るとのことです。また、壁の強化等の強靱化を図る計画であると、これは防衛省の資料から明らかになっています。美唄駐屯地はお分かりのとおり、住宅地と隣接している、まさに本当に人が暮らしている中にある駐屯地になります。強靱化によって自衛隊の施設は確かにそういった脅威から守られることになると思うのですが、攻撃を受ければ、周辺住民の命や暮らしが脅かされることになるのではないのでしょうか。自衛隊の施設さえ守れたらいいというわけではないかと思えます。市も詳細、なかなかつかめていない、国からも下りてきていないことかと思えますが、周辺の住民には、本来であれば国から説明がされるべきかと思うのですが、国からなかなか説明がないということであれば、市で説明ができるような体制を執っていく必要があるのではないかと思えます。自治体の責任として、市が把握して、市民周知を図る必要があると考えますが、市長の考えを伺います。

損害賠償請求事件の取下げについてですが、ご答弁いただいた中で争点について確認をさせていただきました。その争点についての認識について改めて伺います。争点の一つ目の

ところで出てきます元教育長の権限の濫用について、これは濫用があったと市のほうで認識をしているのでしょうか。また、争点の二つ目のところ、市の監督責任による過失があったと認識をしているのか。ここが大事なところで、私も市民から訴えられているなんて、何をやったのだと美唄市はということをよく聞かれるのです。是非とも明らかにしていただきたいところかと思いますので、強調して再度、伺いたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

●市長桜井恒君 注視区域の範囲についてありますが、美唄駐屯地の外縁を起点とし、おおむね1km範囲内となり、南美唄町全域と光珠内町上中の沢の一部が含まれるものと考えております。

次に、市民周知のためのリーフレットにつきましては、12月に入り危機管理対策室に送付され、市役所1階ロビー及び危機管理対策室カウンターに設置したところであります。なお、市民の方からお問い合わせがあった場合には、内閣府重要土地等調査法コールセンターをご案内させていただくほか、市ホームページや広報紙メロディーなども活用し、広く市民の皆様にお知らせしてまいります。

次に、調査につきましては、注視区域内にある土地等の利用状況を把握する一環として、不動産登記簿情報を活用し、土地等の所在、地目、建物の名称等を確認するものであり、土地等の使用者、その他関係者の思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用に関連しない情報を収集することはないものと伺っております。市としましても、引き続き、必要な情報収集に努めていくほか、国に対し

て、市民の権利や自由を侵害することがないよう、個人情報保護にも配慮した厳格な運用とともに、市民の皆様への十分な説明や安全対策に万全を期すよう、要望してまいります。

次に、損害賠償請求事件についてであります。本件につきましては、原告側による取下げにより、司法の場による決着を見ることはなかったものの、当時の教育委員会による刑事告訴については、誤りではなかったものと考えており、このため、市の監督責任による過失もなかったものと考えているところであります。しかしながら、刑事告訴の結果が嫌疑不十分による不起訴処分になったことについては、真摯に受け止めなければならないものと考えております。いずれにいたしましても、訴訟の係争中において、市民と行政との関係性に大きな影響があったことを考えるとき、訴訟が終了したことについては、前向きに捉えているところであり、今後は、本事件を将来に向けた教訓とし、市民に対する信頼回復に向け、法令等に基づく適正な事務の執行の下、市民の皆さんとの協働による将来に向けた美唄のまちづくりに、さらに努めてまいります。

●6番吉岡建二郎議員 先に後からご答弁いただいた、大綱の2点目の損害賠償請求事件の取下げについてですが、こちらは理解をいたしました。是非、信頼回復に向けて、これから先の取組が重要になってくるかと思いますので、市長において、どうぞよろしくお願いいたします。

それで質問をさせていただきたいのが、土地利用規制法と自衛隊施設の強靱化について

また、自衛隊施設の強靱化について、武力攻撃されるような事態まで想定した自衛隊施設の強靱化となれば、やはり周辺住民の命と

●市長桜井恒君 個人情報を提供する根拠についてであります、国は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第7条第1項に基づき、土地等の利用者等の情報提供を求めてくるものであり、これは、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務」の遂行のために必要である場合に該当することから、情報提供を求められた場合、住民基本台帳法を根拠とし、提供するものであります。また、国は同法の区域指定により、「仮に土地価格が下落したとしても補償の必要はない」としています。同法は、区域内にある土地等が機能を阻害する行為を防止するために、調査や規制を必要最小限度の範囲とし、一般的な生活や事業活動に影響はないとされておりますが、区域指定による風評被害

等により、地域住民が日常生活や事業活動に不利益が生じることのないよう国へ要望してまいります。

自衛隊施設の強靱化につきましては、防衛省や北海道防衛局に対しまして、積極的に必要な情報収集に努め、情報発信していくとともに、市民の安全安心が脅かされることがないよう、市民への十分な説明や安全対策に万全を期すよう、国に要望してまいります。

●議長谷村知重君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 32 分 散会

